

## 前回（平成 29・30 年度定期申請）からの変更点及び注意点について

### 1 受付期間及び受付支所についての注意点

受付期間については以下のとおりとなっております。本所及び日胆支所など、道南支所以外で受付される場合は第 1 回及び第 2 回の期間内で受付を行います。

なお、道南支所での受付は、平成 31 年 1 月 29 日(火) から平成 31 年 1 月 31 日(木) までとします。渡島総合振興局及び檜山振興局管内の方については、できる限りこの 3 日間に道南支所での受付をお願いいたします。

また、上川支所で受付をされる方は、支所の所在地が前回から変更となっておりますので、ご注意ください。

【第 1 回】 平成 31 年 1 月 21 日(月) から平成 31 年 1 月 28 日(月) まで

【第 2 回】 平成 31 年 2 月 5 日(火) から平成 31 年 2 月 12 日(火) まで

道南支所 平成 31 年 1 月 29 日(火) から平成 31 年 1 月 31 日(木) まで

### 2 各資格共通の変更点等

(1) 前回（平成 29・30 年度定期申請）からの変更点

① 大きな変更点はありません。

(2) 注意事項

① 納税証明書及び提示書類は、原則、原本を提示してください。

② 申請書等の様式は、今回の様式により作成してください。

### 3 建設工事の資格に係る主な変更点等

(1) 前回（平成 29・30 年度定期申請）からの変更点

① 大きな変更点はありません。

(2) 注意事項

① 資格要件「建設業の許可を受けてから 2 年以上その事業を営んでいること」を確認するため、建設業許可通知書の許可業種について、審査基準日が有効期間の初日から 2 年に満たない場合は、それ以前から当該許可を受けていた更新前の建設業許可通知書の写しを提出してください。

#### 4 設計等の資格に係る主な変更点等

(1) 前回（平成 29・30 年度定期申請）からの変更点

- ① 農業用施設に係る建築設計又は建築工事監理業務の履行実績がある場合は事業経歴書に必ず記入してください。（詳しくは、申請の手引き 15 頁のⅡ第 3 の 4 をご覧ください。）

(2) 注意事項

- ① 資格要件「1 年以上（前から）その事業を営んでいること」、「直前 1 年間に、その事業に係る売上高を有していること」を確認するため、契約書等の原本を提示していただきますが、それぞれの期間において、契約を履行したものが必要です。

- ② 資格要件に、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のすべてにおいて加入若しくは適用除外であることが必要です。

いずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。

なお、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、保険に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書を確認することで申請することができます。

また、適用除外に該当する方は、届出義務が無いことを証するため、「社会保険等適用除外申出書」の提出が必要です。

#### 5 農業用機械等の購入・賃貸借の資格に係る主な変更点等

(1) 前回（平成 29・30 年度定期申請）からの変更点

- ① 申請書 3 の「希望する分類」を「家畜管理用機械及び牧場用機械取扱い一覧」に変更しています。取扱い一覧の注意書きを良く読んで記入してください。

(2) 注意事項

- ① 申請書原本の他、第 1 面のみ写しを 1 部提出してください。受付後に受付印押印の上、受理票としてお返しいたします。

- ② 資格要件に、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のすべてにおいて加入若しくは適用除外であることが必要です。

いずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。

なお、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、保険に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書を確認することで申請することができます。

また、適用除外に該当する方は、届出義務が無いことを証するため、「社会保険等適用除外申出書」の提出が必要です。